第2回運営委員会(臨時運営委員会) 議案

ワーキンググループの座長について(案)

ワーキンググループ(以下「WG」という。)の座長は、運営規程第 19 条 (2) の規定に基づき、運営委員会の決定により運営委員会委員長が委嘱することと されている。

この度、運用・証券・投資銀行業務 WG において、アライアンス・バーンスタイン株式会社の退任の意向を受け、新たに東京海上アセットマネジメント株式会社、株式会社りそなホールディングス (株式会社りそな銀行) より共同座長就任の意向を受けたため、以下のとおり委嘱を行う。

退任	<u>アライアンス・バーンスタイン株式会社</u>
就任	東京海上アセットマネジメント株式会社 株式会社りそなホールディングス (株式会社りそな銀行)

以上